

船舶事故調査報告書

平成30年12月19日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	平成29年12月23日 19時15分ごろ
発生場所	京浜港東京第2区 晴海信号所から真方位197° 700m付近 （概位 北緯35° 38.4′ 東経139° 46.2′）
事故の概要	プレジャーボート ^{アウトバック} OUTBACK IIは、南東進中、また、プレジャーボート ^{チックダック} CHIC DUCK 23は、北東進中、両船が衝突した。 CHIC DUCK 23は、同乗者7人が負傷し、左舷船首部外板の破損等を生じ、また、OUTBACK IIは、同乗者1人が負傷し、右舷船首部外板に破損を生じた。
事故調査の経過	平成29年12月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A プレジャーボート OUTBACK II、4.4トン 230-55259東京、株式会社アウトバック 7.76m (Lr) × 2.65m × 1.74m、FRP ガソリン機関、220.70kW、平成28年9月 B プレジャーボート CHIC DUCK 23、3.2トン 230-53123東京、本橋発動機株式会社 6.35m (Lr) × 2.51m × 1.46m、FRP ガソリン機関、110.30kW、平成25年4月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 55歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成29年2月10日 免許証交付日 平成29年2月10日 （平成34年2月9日まで有効） B 船長B 女性 37歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成21年3月3日 免許証交付日 平成29年7月19日 （平成34年7月26日まで有効）
死傷者等	A 軽傷 1人（同乗者）

	B 軽傷 7人（同乗者7人）
損傷	A 右舷船首部外板に破損 B 左舷船首部外板に破損、船首部ハンドレールに曲損、左舷灯が脱落
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、船長Aの家族及び同乗者4人を乗せ、花火大会を観覧した後、平成29年12月23日19時10分ごろ、法定灯火を表示し、千葉県浦安市所在のマリーナに向けて芝浦ふ頭東方海域を出発した。</p> <p>船長Aは、操舵室右舷側の操縦席に腰を掛けて操船に当たり、操縦席の左側に立っていた船長Aの家族と共に目視で見張りを行い、北東進した後、有明ふ頭北東側の水路を約12～13km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で南東進した。</p> <p>A船は、船長Aが、船首方に北上する10数隻の屋形船を認め、航行の支障となる船舶がないか確認しながら航行していたところ、右舷方至近にB船を認め、機関操縦レバーを後進に操作したものの、19時15分ごろ右舷船首部とB船の左舷船首部とが衝突した。</p> <p>A船は、船長Aが118番通報を行い、晴海ふ頭の臨港消防署前の棧橋に着棧した後、負傷した同乗者の1人が救急車で病院に搬送されて鼻骨骨折等と診断された。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者7人を乗せ、花火大会を観覧した後、19時11分ごろ、法定灯火を表示し、東京都中央区所在のマリーナに向けて第6台場西方海域を出発した。</p> <p>船長Bは、豊洲ふ頭と晴海ふ頭との中間付近を船首目標に定め、操舵室右舷側の操縦席に腰を掛けて操船に当たり、周囲に多数の船舶を認め、レインボーブリッジ付近までは徐行運転し、レインボーブリッジ下を通過後、約10ノットの速力まで増速して北東進した。</p> <p>船長Bは、有明ふ頭北東側の水路など右舷方から接近する船舶がいれば避航しなければいけないので、主に右舷方から接近する船舶がないか注意し、目視で周囲の見張りを行いながら航行していたところ、衝撃を受けてA船と衝突したことを知った。</p> <p>B船は、臨海消防署前の棧橋に着棧した後、負傷した同乗者7人が救急車で病院に搬送されて肋骨骨折、頭部裂傷、打撲等と診断された。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船、写真2 B船 参照）</p>
その他の事項	<p>船長Aは、北上する多数の屋形船の明かりに気を取られ、B船の灯火を見落とすと本事故後に思った。</p> <p>船長Aは、北上する船舶が少なくなるまで待機しようと思ったが、</p>

	<p>同乗者を早く帰宅させようと思い、無理をしてしまったと本事故後に思った。</p> <p>船長Bは、周囲の見張りを行っていたつもりであったが、A船の灯火が陸岸の明かりに紛れてA船の灯火を見落としたと本事故後に思った。</p> <p>両船は、レーダーを装備していなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、京浜港東京第2区を南東進中、花火大会終了直後の多数の小型船舶が帰航する状況下、船長Aが、船首方を航行する多数の屋形船の明かりに注意を向け、右舷方の見張りを適切に行っていなかったことから、右舷方から接近するB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、同乗者を早く帰宅させようと思ったことから、北上する船舶が多い中を航行したものと考えられる。</p> <p>B船は、京浜港東京第2区を北東進中、花火大会終了直後の多数の小型船舶が帰航する状況下、船長Bが、右舷方から接近する船舶がいれば避航しなければいけないと思い、右舷方の見張りに注意を向け、左舷方の見張りを適切に行っていなかったことから、左舷方から接近するA船に気付かずに航行し、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、A船の灯火が陸岸の明かりに紛れたことから、接近するA船に気付かなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、京浜港東京第2区において、花火大会終了直後の多数の小型船舶が帰航する状況下、A船が、南東進中、B船が、北東進中、船長Aが、前方を航行する多数の屋形船の明かりに注意を向け、右舷方の見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが、右舷方から接近する船舶がいれば避航しなければいけないと思い、右舷方の見張りに注意を向け、左舷方の見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市部の夜間航海においては、陸上施設のライトアップ照明及び街灯等陸岸に多くの照明がある状況下、他船の灯火が屋形船など多くの明かりを点灯した船舶や陸岸の明かりに紛れて認識しづらいことに留意し、周囲の見張りを適切に行うこと。 ・花火大会終了後、多数の船舶が航行を再開する場合、無理な航行を行わず、航行船舶が少なくなるまで待機することが望ましい。

付図1 事故発生経過概略図

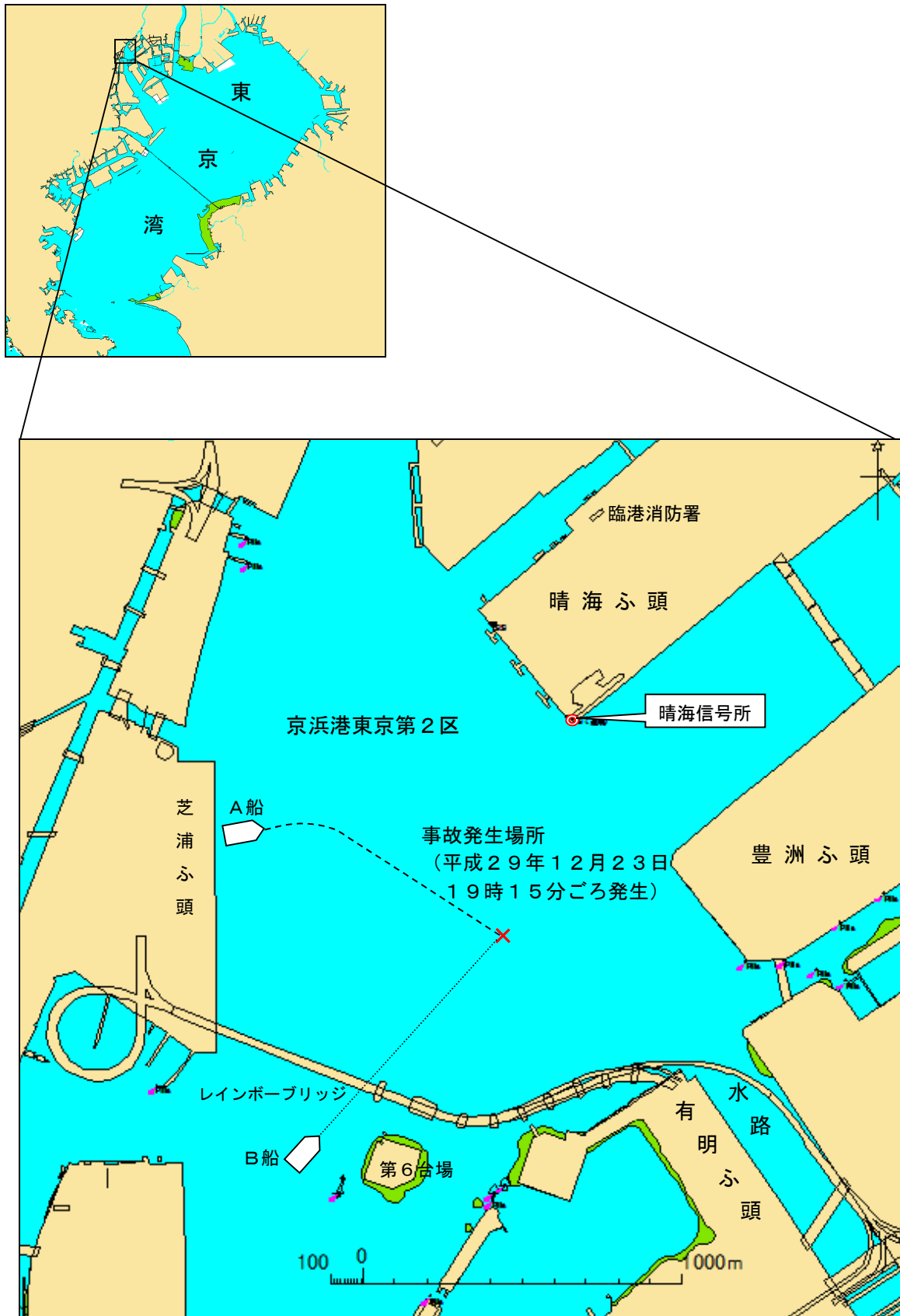


写真1 A船



写真2 B船

